

新型コロナウイルス感染症の影響等に係る対応について

令和3年3月30日
長野労働局

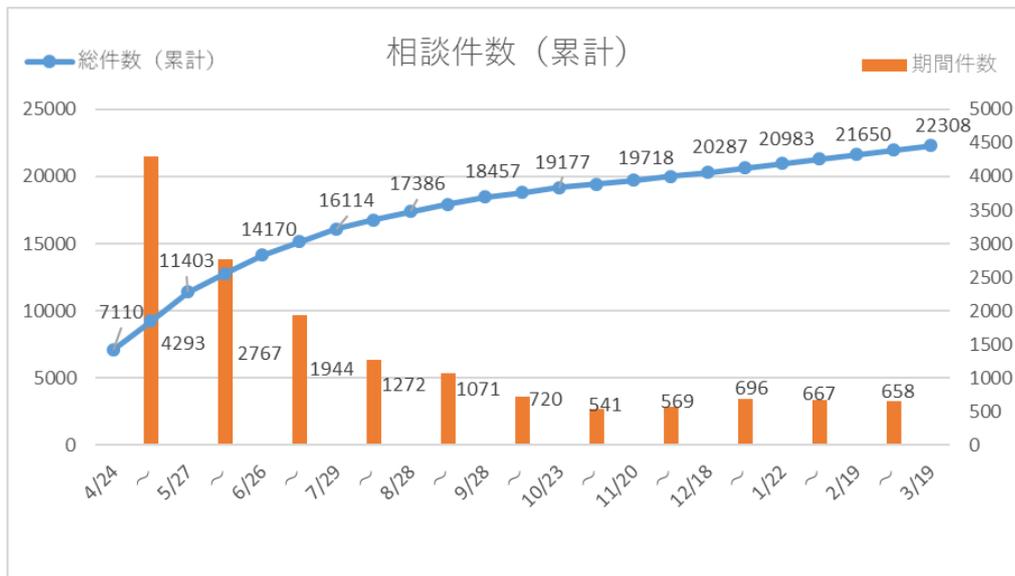
1 企業、労働者からの相談等への対応

令和2年2月14日以降、長野労働局（雇用環境・均等室）、県内各労働基準監督署及び各ハローワーク（公共職業安定所・同出張所）に、「特別労働相談窓口」を設置。

企業、労働者等からの問い合わせ・相談に応じるとともに、解雇・雇止めに関する情報があつた事案に対して、再就職支援や啓発指導を実施。

(1) 相談状況について ※令和3年3月19日時点の累計

22,308件（事業主 17,173件、社会保険労務士 2,273件、労働者 2,106件など）



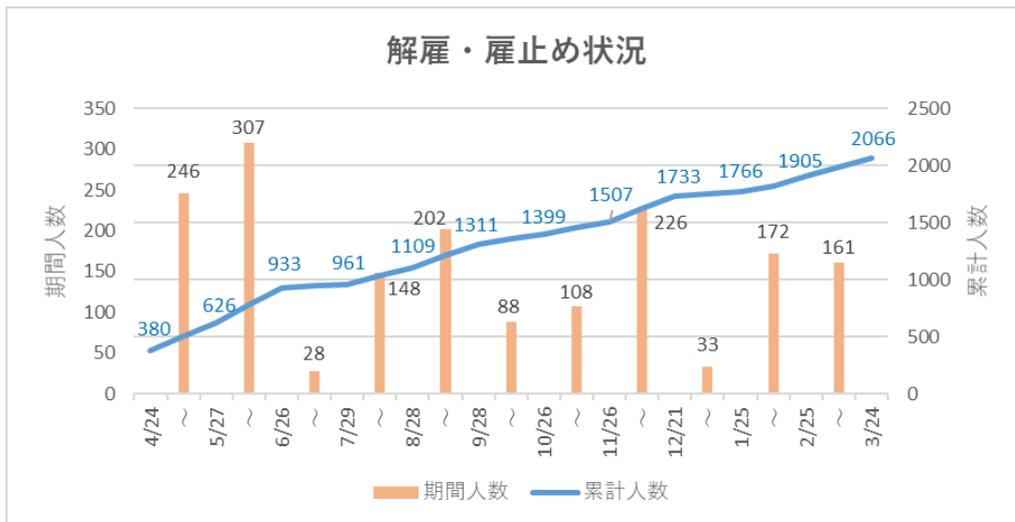
相談内容（累計）	解雇・雇止め	728 3%	安全衛生	246 1%
雇用調整助成金等	小学校等休業助成金	525 2%	賃金	351 2%
休業手当等	休暇	380 2%	他	1,109

相談業種（累計）	宿泊	2,311 11%	労働者派遣	592 3%
製造	卸・小売	1,538 7%	医療・福祉	444 2%
飲食	運輸	817 4%	旅行	196 1%

(2) 解雇・雇止め状況について（ハローワーク、需給調整事業室把握のもの、見込み含む）

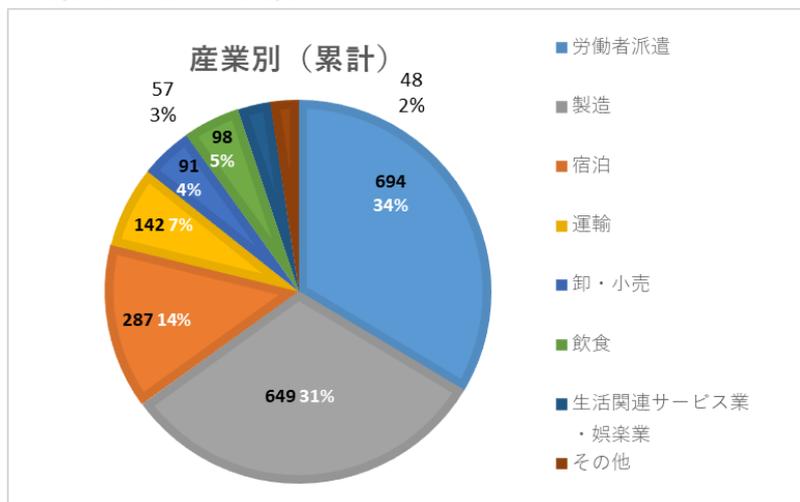
※令和3年3月24日時点の累計

157事業所、2,066人



【産業別】（カッコ内令和3年2月25日時点との差）

労働者派遣業 48事業所・694人(0)、 製造業 41事業所・649人(+74)、
 宿泊業 20事業所・287人(+55)、運輸業 9事業所・142人(+1)、
 卸・小売業 11事業所・91人(+5)、飲食業 11事業所・98人(+1)、
 生活関連サービス業・娯楽業 6事業所・57人(0)、医療・福祉業 3事業所・10人(0)、
 建設業 1事業所・3人(0)、旅行業 2事業所・6人(0)、不動産業 1事業所・2人(0)、
 教育・学習業 1事業所・1人(0)、情報通信業 1事業所1人(0)、
 サービス業(その他) 2事業所・25人(+25)



【地域別】

北信 33事業所・372人 (+17)、東信 20事業所・348人 (+23)、
 中信 57事業所・649人 (+71)、南信 47事業所・697人 (+50)

(3) 解雇・雇止め等に対する法令遵守、紛争防止のための個別の啓発指導について

※令和3年3月24日現在の集計値

労働基準監督署では、解雇等のおそれのある事業場に対する法令遵守等及び各種助成金の活用を含めた啓発指導を行った。

事業所把握件数 233事業所、うち啓発指導実施件数 220事業所

2 雇用調整助成金の特例措置の拡大等による雇用の維持・確保等

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全ての労働者が安心して働くことができるよう、助成金制度を活用した雇用の維持・確保等を要請。

(1) 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金

特例措置の拡充、申請書類簡素化、上限額引上げ、緊急事態宣言等対応特例、迅速な支給決定

特例措置期間延長

(緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末日まで)

◆申請等の状況 ※令和3年3月24日時点の累計（事業所数は延べ数）

支給申請 55,319 件 (9,839 事業所)

支給決定 54,241 件 (9,754 事業所)



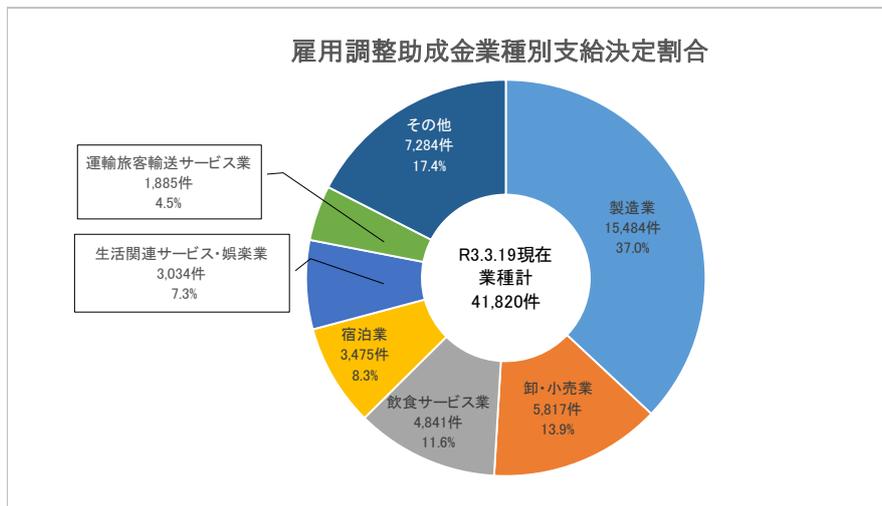
<参考>

雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を除く）の産業別「支給決定」件数

※令和3年3月19日時点の累計（カッコ内令和3年2月19日時点との差）

41,820 件(+3,812)

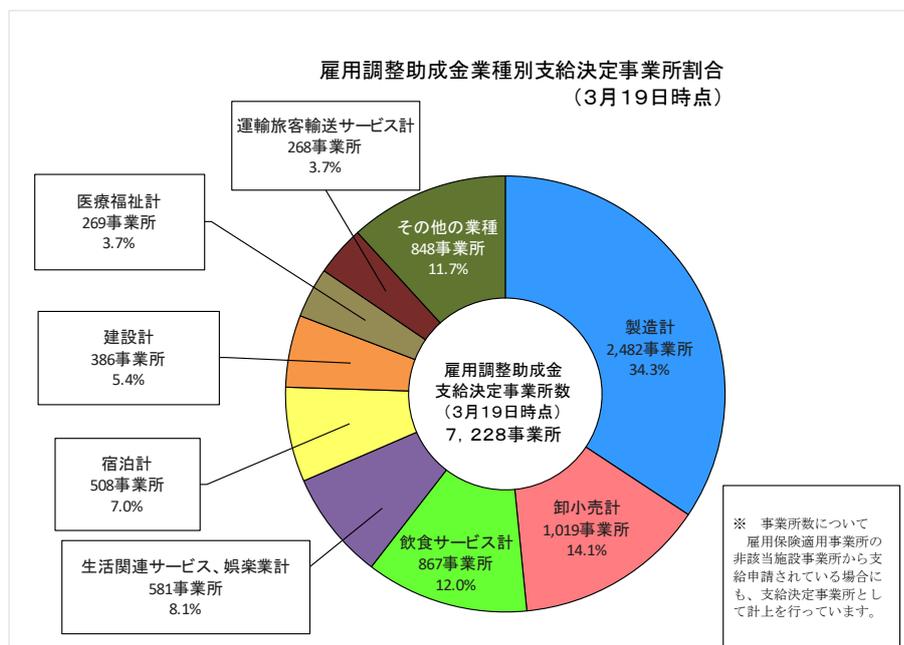
【産業別】 製造業 15,484 件 (+1,282)、卸・小売業 5,817 件 (+517)、
飲食サービス業 4,841 件 (+522)、宿泊業 3,475 件 (+375)、
生活関連サービス業・娯楽業 3,034 件 (+251)、
運輸旅客輸送サービス業 1,885 件 (+155)、医療福祉 1,143 件(+100)など



<参考>

雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金除く）業種別支給決定事業所割合
（令和3年3月19日時点）

【産業別】 製造業 34.3%、卸・小売業 14.1%、飲食サービス業 12.0%、
生活関連サービス・娯楽業 8.1%、宿泊業 7.0%、建設業 5.4%、
医療福祉 3.7%、運輸旅客輸送サービス業 3.7%など



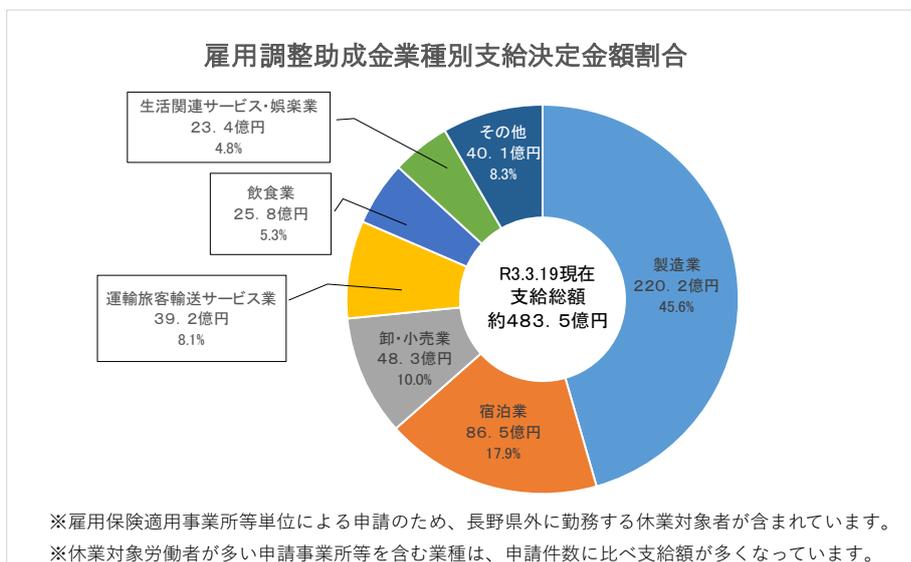
◆支給決定金額 ※令和3年3月19日時点の累計

約 513.6 億円（雇用調整助成金約 483.5 億円 緊急雇用安定助成金約 30.1 億円）
〈全国 約 3 兆 790.5 億円〉

<参考>

雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金除く）業種別支給決定金額割合

【産業別】 製造業 45.6%、宿泊業 17.9%、卸・小売業 10.0%、
運輸旅客輸送サービス業 8.1%、飲食サービス業 5.3%、
生活関連サービス・娯楽業 4.8%、など



(2) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

<休業対象期間延長>

緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末日まで

<大企業の非正規雇用労働者(※)について取扱い開始>

※労働契約上、労働日が明確でない方(シフト制、日々雇用、登録型派遣)

令和3年2月26日申請受付開始

休業対象期間

○令和3年1月8日以降の休業(※)

※長野県は令和2年11月7日以降に時短要請を発令している(令和2年12月17日)ため、令和2年12月17日以降の休業が対象。

○令和2年4月1日から6月30日までの休業

◆申請等の状況

※令和2年7月10日申請受付開始～令和3年3月24日時点

(カッコ内令和3年2月25日時点との差)

支給申請 14,407 件 (+2,220) 支給決定 11,057 件 (+1,294)

(3) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金

<申請期限>

① 令和2年2月27日～9月30日までの休暇：令和2年12月28日で終了

② 令和2年10月1日～12月31日までの休暇：令和3年3月31日で終了

③ 令和3年1月1日～3月31日までの休暇：令和3年6月30日

→①②について、特定の場合(※)申請期限を令和3年6月30日までに延長

※労働者が「特別相談窓口」へ相談し、これを受けて事業主が申請を行う場合

<小学校休業等対応助成金「個人申請分」の運用を開始>

事業主が同助成金を活用しない場合に労働者の直接申請(※)により給付するもの

令和3年3月26日より開始、申請期限は令和3年6月30日まで

※別添「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内」参照

<令和3年4月1日以降の制度整備等>

「両立支援等助成金(育児休業等支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」)」の創設 ※対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日まで

(4) 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金
制度整備・周知期限の延長(令和3年3月末日まで)

<令和3年4月1日以降の制度整備等>

「両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)」の創設 ※対象期間：令和3年4月1日～令和4年1月31日まで

(5) 両立支援等助成金(介護離職防止支援コース新型コロナウイルス感染症対応特例)

3 求人確保対策本部の設置、求人確保連絡会議による求人確保

求人的大幅減少に対応するとともに、労働市場の活性化を図るべく、令和2年9月7日、県内14のハローワークに求人確保対策本部を設置、ハローワーク管内ごとに「求人確保連絡会議」（各労働基準監督署・自治体・経済団体等により構成）を開催（令和3年3月末日までに16か所、計47回）。

	第1回	第2回	第3回
ハローワーク長野管内	9月28日	12月3日	2月22日
ハローワーク松本管内	9月30日	12月24日	2月22日
ハローワーク上田管内	9月28日	12月9日	2月24日
ハローワーク飯田管内	10月2日	12月2日	2月25日
ハローワーク伊那管内	10月5日	12月2日	2月26日
ハローワーク篠ノ井管内	9月16日	11月19日	2月18日
ハローワーク飯山管内	10月6日	12月22日	1月19日
ハローワーク木曾管内	9月23日	12月16日	2月26日
ハローワーク佐久管内	9月29日	12月11日	3月8日
ハローワーク小諸管内	9月28日	12月11日	3月8日
ハローワーク大町管内 ①大町市 ②白馬村・小谷村 ③池田町・松川村	① 10月8日 ② 10月14日 ③ 10月20日	① 12月18日 ② 12月14日 ③ 12月4日	① 2月12日 ② 2月8日
ハローワーク須坂管内	10月2日	12月21日	2月25日
ハローワーク諏訪管内	9月30日	12月15日	2月26日
ハローワーク岡谷管内	9月30日	12月15日	2月26日

小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内

小学校休業等対応助成金とは

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者に対して有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額(※)を支給する制度です。 ※1日当たり8,330円（R2.4.1以降に取得した休暇は15,000円）が支給上限。

- **制度の対象となる休暇の取得期間は令和2年2月27日～令和3年3月31日**です（申請期限は下記）。

①令和2年2月27日～9月30日までの休暇	申請受付は原則として令和2年12月28日で終了
②令和2年10月1日～12月31日までの休暇	申請受付は原則として令和3年3月31日で終了
③令和3年1月1日～3月31日までの休暇	申請期限は令和3年6月30日

ただし、①②の期間については、次のⅠ、Ⅱの場合は**申請期限を超過して申請することが可能（令和3年6月30日まで）**です。詳細はホームページ（裏面記載）をご覧ください。

- Ⅰ.労働者からの労働局の特別相談窓口への「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」などのご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合
- Ⅱ.労働者が労働局の特別相談窓口へ相談し、労働局から助言などを受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合

■労働者の皆さまへ

【相談窓口のご案内】

- 都道府県労働局『**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口**』は、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、**企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等**を行っています。
- ⇒ **ご相談は裏面の相談窓口一覧まで**

■事業主の皆さまへ

【申請手続きおよび申請に関する相談窓口のご案内】

- 申請手続き、助成金の**支給要件等の詳細**について、下記の**コールセンター**でご相談に対応しています。助成金（事業主向け）の**申請書類**は、下記の**受付センター**まで郵送をお願いします。
- また、労働者の方からのご相談を受けて、都道府県労働局で事業主に助成金の活用の働きかけを行う場合、**申請書類の作成支援も全面的に行います**。

小学校休業等対応助成金（個人申請分）等のご案内

- **労働局からの本助成金の活用の働きかけに事業主が応じない場合に、以下の対応が可能です。**

①令和2年2月27日～同年3月31日の休み	本助成金を労働者が直接申請（ 個人申請分 ）
②令和2年4月1日～令和3年3月31日の休み	新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金 の仕組みにより労働者が直接申請

- 労働者の方が利用を希望する場合、**都道府県労働局「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」にご連絡ください（裏面記載）**。まずは、労働局から事業主に、小学校休業等対応助成金の活用の働きかけを行います。それでも事業主が**助成金の活用に応じない場合**には、上記①②の期間に応じて、**労働者の方から各制度の支給申請ができるよう、労働局から事業主に必要な協力の働きかけ**を行います。
- 個人申請分等の詳細は、裏面をご参照ください。

申請方法等のお問い合わせ	【コールセンター】※小学校休業等対応助成金について 0120-60-3999（フリーダイヤル）受付時間9:00～21:00 ※土日祝日含む
労働者からのご相談	【都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』】 全国の相談窓口を裏面に記載していますのでご参照ください。
小学校休業等対応助成金（事業主向け）申請書の提出先	【受付センター】 〒137-8691 新東京郵便局 私書箱132号 学校等休業助成金・支援金受付センター ※郵送先は厚生労働省・都道府県労働局ではありません。必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。 ※ 事業主向け助成金の申請書提出先であり、個人申請分の申請書提出先ではありません。

個人申請分等について

Q どのような場合に、小学校休業等対応助成金の個人申請分や休業支援金・給付金の対象となりますか？

A 以下を満たすことを前提に、各制度の支給要件を満たす場合に、各制度の対象となります。

- ① 労働者が労働局に小学校休業等対応助成金の相談を行い、労働局が事業主に助成金活用・有給の休暇付与の働きかけを行ったものの、事業主がそれに応じなかったこと
- ② 新型コロナウイルス感染症への対応としての小学校等の臨時休業等のために仕事を休み（※1、2）、その休んだ日時について、通常通りの賃金等が支払われていない（※3）部分があること
※1 保育所等の利用を控える依頼への対応のためや、新型コロナウイルスに感染したおそれのある子どもの世話をするために休んだ場合を含みます。
※2 休むことを事業主に連絡しておらず、当該休みを事業主が事後的にも正当なものとして認めていない場合（いわゆる「無断欠勤」）は対象になりません。
※3 年次有給休暇を取得した部分は通常通りの賃金等が支払われているものと扱います。
- ③ 小学校休業等対応助成金の個人申請分および新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請に当たって、事業主記載欄の記載や当該労働者への証明書類の提供について、事業主の協力が得られること。また、令和2年4月以降分の休暇に係る新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請に当たっては、当該労働者を休業させたとする扱いに事業主が同意すること。

Q どこに申請すればよいですか？申請期限はいつですか？

A まずは、勤務先の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」にご相談ください。申請期限（特別相談窓口の設置期限）は令和3年6月30日です。

◎事業主の皆様へのお願い

- 小学校休業等対応助成金の個人申請分や休業支援金・給付金には**事業主負担はありません**。
 - 休業支援金・給付金の申請に当たり「休業させた」という取扱いすることをもって**事業主の労働基準法第26条の休業手当の支払い義務について判断されるものではありません**。
- ⇒ 都道府県労働局から上記③のご協力を依頼した際には、このことをご理解いただき、**個人申請分や休業支援金・給付金の申請に当たってご協力をお願いします。**



その他の支給要件等は厚生労働省ホームページにて確認ください。

新型コロナ 休業支援 検索

- 小学校休業等対応助成金について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html
- 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について <https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口（令和3年6月30日まで）

受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-6867-0211	滋賀	077-522-6648	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3501	大阪	06-7660-0072 06-6949-6494	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8834 022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0850	福岡	092-411-4764
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-2777	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1701	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-223-0551	島根	0852-20-7007	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-8124	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-1212	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0313	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-306-1860	三重	059-226-2110	徳島	088-652-2718		



厚生労働省

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）